

葵中学校いじめ防止基本方針

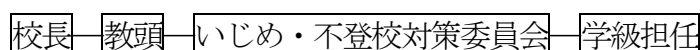
1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

①指導の重点

- ・いじめ・不登校傾向について早期発見、「いじめ・不登校対策委員会の協力とともに早期解決をめざし、常に学級・学年の状況を把握する。
- ・生徒の心に触れる指導の中で、一人一人が自己実現できるように支援する。
- ・「Stop The いじめ!」や「いのちの教育」指導案などを活用し、個を大切にされた役割と責任をもたせ、思いやりの心を育てるとともに、いじめを許さない気持ちを育成する。

②指導の組織



③方針の概要（「Stop The いじめ!」や「いのちの教育」指導案の活用）

- ・いじめ問題解決のための生徒指導法の研修を深める。
- ・教科指導、学級指導を通して、教職員全員がいじめ・不登校問題の解決に当たる。
- ・学校、家庭との連絡を密にし、相互が協力するとともに、関係諸機関にも協力や助言を求める。
- ・教育相談週間や生徒アンケート等を通して、定期的に生徒の実態把握に努める。
- ・週1回の「いじめ・不登校対策委員会」を中心に学年学級の連携を図り、対策を図る。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、校務補、学年主任、生徒指導主事、養護教諭等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。

(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校教育診断アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・毎学期1度の教育相談アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、いじめ防止対策に努める。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・ 葵中新聞やホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校教育診断結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・ いじめがあった場合、あるいは「いじめの疑いがある」との情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係諸機関と連携して対応する。
- ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む「分かる授業」づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- オ 教育講演会を毎学期に1度実施し、本物との出会いを大切に活動を通して、生徒の感性を磨く。
- カ 生徒会活動（生徒集会、伊賀川プロジェクト、向日葵プロジェクト、VS活動など）を通して、相手の立場を尊重する心を育む。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア いじめアンケートを毎学期1度実施し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見逃ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

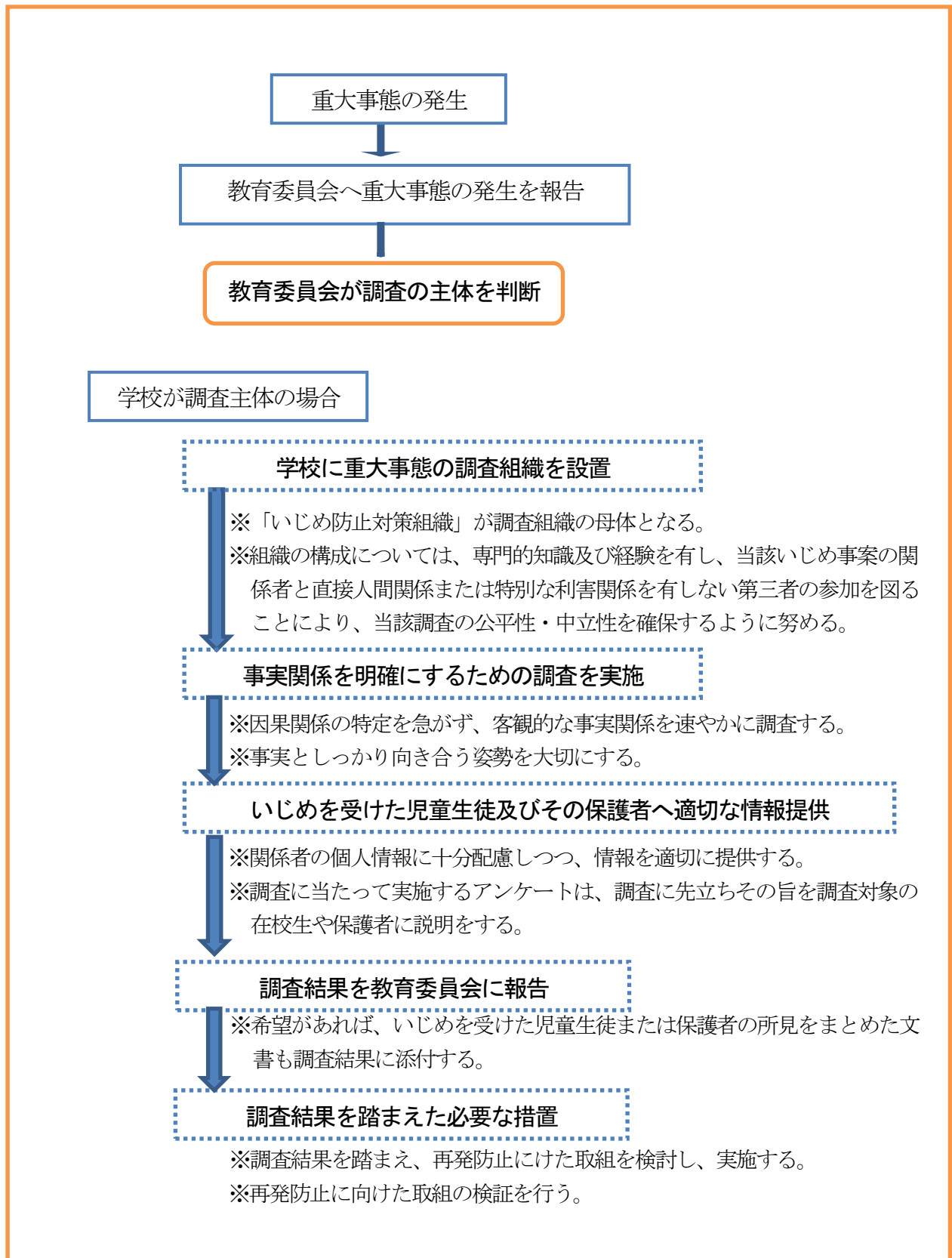
5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び生徒、保護者への学校教育診断アンケートを年に1回実施（11月）し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ基本方針」は4月に保護者へ配布するとともに、ホームページに掲載する。
- (3) いじめに関する集会 12月15日（金）6時間目
全校生徒によるいじめ集会を開催
いじめアンケートの結果を受け、いじめをなくすための話し合いを実施する。また集会には保護者会、健全育成協議会の委員も参加する。
- (4) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】



<取組の年間計画>

	「いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ へ	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○相談室やSCの児童生徒、保護者への周知 ○学級開き、学年開き	○いじめ相談窓口の児童生徒、保護者への周知 ○身体測定	○PTA総会での「学校いじめ基本方針」の説明
5月		○写真会 ○宿泊研修	○いじめアンケート	○PTA委員会 ○葵中学区健全育成協議会	
6月		○修学旅行（3年生） ○職場体験学習（2年）	○教育相談アンケート ○教育相談週間	○公開授業	
7月		○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○ネットモラル		○保護者会
8月		○中間評価→検証			
9月			○体育大会	○身体測定	
10月			○教育講演会（ネットモラル）		○葵中学区健全育成協議会 ○公開授業
11月			○文化祭	○学校教育診断アンケート ○いじめアンケート ○教育相談週間	○保護者への学校教育診断アンケート
12月		○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○人権週間（講話） ○赤い羽根募金活動 ○ネットモラル		○保護者会
1月			○教育講演会（命の大切さ）	○身体測定 ○教育相談週間	○公開授業
2月		○自己評価	○スキー研修（2年生）		○保護者会 ○葵中学区健全育成協議会
3月		○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し	○卒業生を祝う会		○学校関係者評価委員会で「自己評価」の評価を行う。
通年	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	集会における校長講話 道徳教育、体験活動の充実 分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○生活ノート	○あいさつ運動（月に1回）	

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。